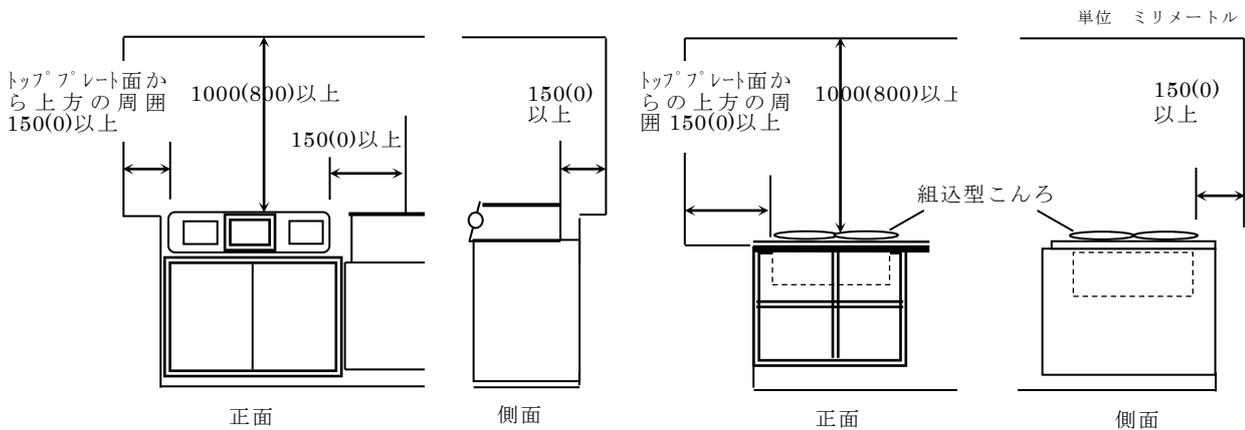


様式第7(3)(要領第5.1関係)

厨房設備の離隔距離及び排気ダクト等の不燃材料での有効被覆について

1 厨房設備(こんろ)の離隔距離について

- (1) 不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品から、下図の数値以上の距離(※1)を保つこと。
- (2) 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分(※2)及び防熱板のときは(※3)内の数値以上とすることができる。

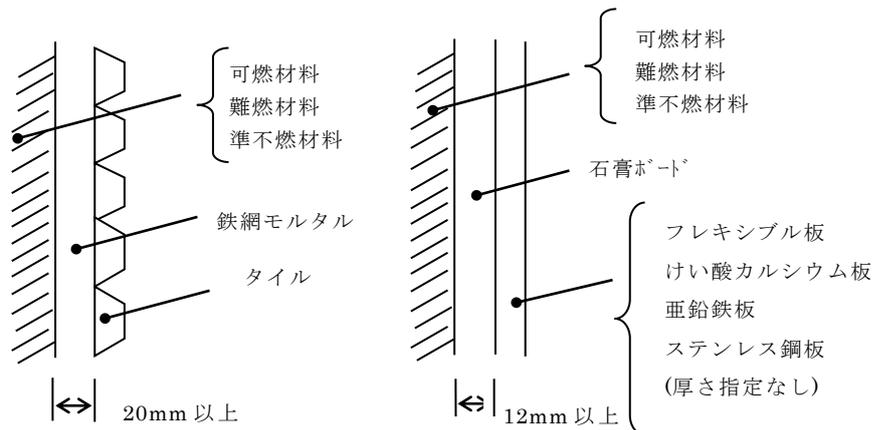


※1 電磁誘導加熱式調理器(IH調理器)については、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品から上方100cm以上、前方、後方及び側方2cm以上(発熱体外周から後方及び側方10cm)以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分及び防熱板のときは、上方の距離を80cm以上、後方及び側方の距離を0cmとすることができる。(特定電磁誘導加熱式調理器については、各住戸の厨房用ダクトが単独排気方式である場合に限り、上方の距離を60cm以上とすることができる。令和3年5月10日消防第予231号消防庁予防課長通知)

※2 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分(その部分の構造が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものである場合又は耐火構造以外であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったものを除く。)とは、次の例による施工方法をいう。

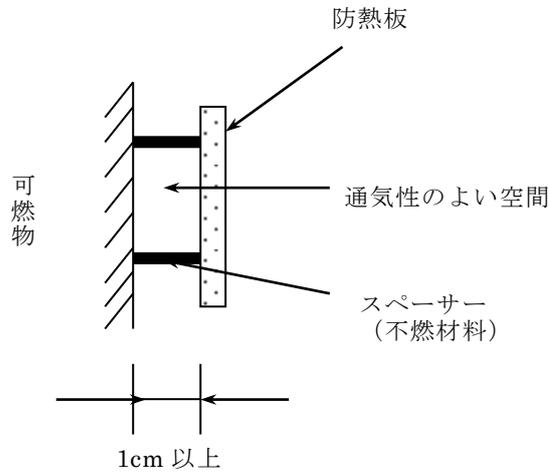
例1

例2



様式第7(3)(要領第5.1関係)その2

※3 防熱板のとき



防熱板の材質については、ステンレス鋼板（厚さ 0.3mm 以上）、鋼板（厚さ 0.5mm 以上）等（金属板以外の不燃材料を含む。）の耐熱性、耐食性及び強度を有する不燃材料とする。

2 排気ダクト等に対する不燃材料（金属以外）での有効距離について

- (1) 排気ダクト等は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に 10cm 以上の距離を保つこと。
- (2) 金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、上記によらないことができる。

※ 金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分とは、ロックウール保温材、けい酸カルシウム保温材で厚さ 50mm 以上被覆した場合をいう。

